

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

港湾の防災対策を強化したい

No.32

国土交通省

税制優遇

(開始年度)平成26年度

支援の名称	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る 作業船の買換え等の場合の課税の特例措置
制度の 趣旨・背景	環境負荷の低減及び港湾整備等の円滑な実施を図るために、環境性能の高い作業船に買換えた場合の優遇措置を講じる制度です。
制度の 内容	<p>環境性能の高い作業船に買換えた場合の譲渡益を80%まで圧縮記帳することができる税制特例措置により、作業船の買換を促進します。これにより、環境負荷の低減を図るとともに、円滑な港湾整備や災害復旧の体制を確保します。</p> <p>■主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業船の買換えにおける譲渡益の80%圧縮記帳を可能とします <p>■対象資産：作業船（建設業者又はひき船業者が所有する船舶）</p> <ul style="list-style-type: none"> 譲渡資産：船齡が40年未満 買換資産：船齡が耐用年数以内であって、海防法によるNOxの放出基準の78/80を満たす原動機を有するもの <p>■措置内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> 圧縮記帳比率 80/100 <p>■特例期間：</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度～平成31年度
対象と なる方	建設業者又はひき船業者
問い合わせ 先など	国土交通省 港湾局 技術企画課 TEL：03-5253-8111（内線46-612）